

[27-2]

タイにおける農地貸借の類型と性格

— 宮崎猛氏の所説に関連して —

た 田 坂 敏 雄

はじめに

- I 中部タイの農地貸借の3類型
- II 宮崎猛氏の「伝統的土地所有」論の検討

はじめに

宮崎猛氏は、本誌第25巻第11号(1984年11月)において、故水野浩一氏の調査村、東北タイ・ドンデン村の再調査によりながら、「親子・兄弟姉妹間における農地配分とその利用のための慣習」(宮崎猛「東北タイ農村における農地貸借と農業共同経営に関する経済分析」『アジア経済』第25巻第11号1984年11月 47ページ。以下ページ数のみ表示)を分析し、その諸形態を挙示している。宮崎氏の所説は、1981年と83年の2度にわたる参与観察をふまえた、分析力の鋭い問題提起であり、親族間の土地利用形態を解明したものとして注目されるものである。われわれも、中部タイではあるが、ほぼ同時期に農村調査を実施し、均分相続慣行下の農地利用・配分の諸形態について検討し、一つの仮説を抱懐するにいたった。しかし、われわれの仮説は、宮崎氏の所説とかなり大きく違いをみせており、それは、調査村の違いを反映したというよりも、形態区分の分析視角の違いにもとづくものと思われる。私は、ドンデン村には1980年に1度訪問したきりで、同村の調査経験はなく、その村の資

料を手にした検討と異論の提出ができるわけではない。ただ、形態区分論の方法に問題を限定し、タイ農村の農地貸借の類型と性格について、ともに考えてみたいと思っている。そこで、われわれの仮説をまず簡単に開示し、ついで宮崎氏の所説を検討して、同氏のご教示をえたい(注1)。

(注1) 私は、すでに同様の問題について試論を提出したことがあるが、しかしすぐ後で述べるような農地貸借の3類型や「ブンクン」(報恩)の社会的概念について明確さに欠けていた(拙稿「タイにおける相続慣行と借地関係」『月刊アジア・アフリカ研究』第23巻第2号 1983年2月)。そこでは、親族関係の線上に展開する借地関係と、地主小作関係との2区分にとどまり、前者の借地関係の2類型を抽出することに成功しなかった。その後、1983年の追跡調査において、この点を反省する機会をえた。上記論稿の未熟な点は、以下において修正しておきたいと思う。

I 中部タイの農地貸借の3類型

さて、われわれの調査村ランレーム区の農地貸借は、結論的にいえば、「ハイ・タムキン」「ハイ・ドゥレー」「ハイ・チャオ」の3類型に区別することができる。そこで、これらの諸類型を、(1)相続過程の3段階への位置づけと権利関係、(2)貸借が取り結ばれる2者関係の特質と貸借が果たす機能、(3)「借地料」の性格、の3側面から整理し

てみよう。

(1) 「ハイ・タムキン」。土地所有権の世代間移転は、基本的には子供のライフ・サイクルに従うのではなく、親のライフ・サイクルにおいて行なわれる。つまり、相続は、親の老齢・死亡という、親の方のライフ・ステージにおいて行なわれるのが一般的である。しかし、子供が結婚し、子供夫婦のライフ・サイクルが開始されるようになると、親（夫方および/ないし妻方）は、自らの所有地の一部を分割して彼らに利用・耕作させ、彼らの生活を扶助する。このような、親から子への農地の貸与を現地では「ベーン・ハイ・タムキン・パイコーン」、ないし簡単に「ハイ・タムキン」（生活のために作らせる）と呼ぶ。換言するなら、ハイ・タムキンとは、「ベーン・ハイ」（分与＝相続）に至る以前（パイコーン）の段階に現われる「仮相続」のことである。なお、ハイ・タムキンにはいま一つ別の形態もある。それは、すでにベーン・ハイが終了した後、親が留保した「養老地」を経済的に困難な子供や、経営拡大に意欲的な子供に貸与し耕作させる形態である。このようにハイ・タムキンには、相続以前の段階に現われる形態と以後の段階に現われる形態との二通りがあるが、いずれも親子結合を前提にした貸借関係という点で共通の性格を有している。この貸借類型は、「子の世話をするのは親の義務」という規範意識のもとで、親が子供世帯の生活を援助する目的で耕作させるものである。したがって、その権利関係をみれば、土地の所有権はあくまでも親が留保し、子供は利用権を付与されているにすぎないといえる。それゆえ、たとえ「仮相続」であっても、子供はその土地を第三者に貸し出すことはできないし、またそっくりそのまま相続できるとはかぎらない。また、養老地を親より借受けて耕

作している場合でも、親の都合によっては返さなければならぬし、親が死亡すると、養老地は老親を扶養したキョウダイ（＝継承者）に返却されなければならない（ただし、養老地をハイ・タムキンされた子と親の老後扶養者とは一致する場合が多いといわれる）。これは、親子結合の消滅にともなう貸借関係の解消といえるだろう。ハイ・タムキンは、以上のように親子関係のダイアド＝2者関係に沿って取り結ばれる貸借関係であるから、かかる関係は「カー・チャオ」（小作料）の搾取関係を伴わない。ただし、親の土地によって「恩恵」を受けた子供は、年に1度、収穫のあとに（旧暦の11月）、一定量の白米や現金を親に提供し、ハイ・タムキンに報いるという習慣（これは「ハイ・ブンクン〔恩がえし〕ないし「トーブテーン・ブンクン」と呼ばれる）がある。親から子へのハイ・タムキン（生活扶助）に対する、子から親へのハイ・ブンクン（報恩）の関係は、それゆえ互酬的な側面を部分的にもつ関係であるが、ブンクンの白米や現金はカー・チャオとは範疇的に区別されなければならない。実際、村人はカー・チャオを一つの社会的範疇として意識し、カー・チャオの有無によって貸借地を類別しているのである。村人がカー・チャオなしの借受地として他と区別した土地は、当地の借受地全体の15%以上を占めているが、この大部分はハイ・タムキン＝ハイ・ブンクン関係の現象形態として理解することができるだろう。

(2) 「ハイ・ドゥレー」。親が老齢に達し、農作業に耐えられなくなると、老親は、彼の老後を支える養老地をのぞいた全ての所有地を、成長した子供たち全員にベーン・ハイ（分与）して相続を終える。子供たちは、長幼と性の別なく均分に、あるいは均分に近い線で一斉に分割された土地を譲受し、彼らの持ち分とその所有権を獲得する。

土地を分け合ったキョウダイたちは、しかし生涯同じ村内で暮らすとはかぎらない。結婚や都市での就労のため他出するキョウダイが必ず存在し、そこで彼らの分与地の取り扱いが問題となる。他出するキョウダイは、永久他出の場合、多くは分与地をキョウダイに売却して他出するが、一時他出の場合、特別の事情がない限り、土地を在村する他のキョウダイに貸与し、利用と管理を委託する。また、たとえ在村していても、他の産業に従事したり何らかの事情で耕作を営まない場合、彼は同様に分与地を他のキョウダイに委託する。このような、すでに分割相続の終了した段階において各自の権利が確定した土地をキョウダイ間（場合によればイトコなどの近親間も含む）で貸借することを「ドゥレー」（監視、管理）という。したがって、ドゥレーは、「仮相続」としてのハイ・タムキンとは相続の段階が異なるだけでなく、それが取り結ばれる貸借関係がキョウダイ関係を軸としている点において2者関係も異なる。つまり、ハイ・タムキンが親子間の扶助関係であるのに対して、ドゥレーは、相続終了後の、お互い所有者となったキョウダイ間の受委託関係であるといえる。ハイ・ドゥレーは、以上の点においてハイ・タムキンと異なるが、同時に村人によって「ハイ・チャオ」（小作）とも範疇的に区別されている。ドゥレー関係のもとで、在村の受託したキョウダイは、通常1ライ当り白米10匁（概換算15匁=1.5タン）程度をハイ・ドゥレー（委託）したキョウダイに提供するが、この「借地料」はカー・チャオとは厳密に区別される。当地の平均的な小作料は、1980年時点でライ当り7~10タンであるから、その「借地料」は小作料の7分の1~5分の1の低さである。なお、この「借地料」は、その年の作柄によっては支払われない場合もある

し、また委託者が遠方に居住しているか、経済的に困らない場合、存命している老親に受託したキョウダイを通じて「ブンクン」することも、しばしばみられる。この点からも、ドゥレー関係が地主小作関係とは異なることが明らかだろう。最後に、ドゥレー関係のもう一つの特徴を指摘すれば、それが主として在村のキョウダイと他出したキョウダイとの間に取り結ばれる性格上、村内耕作者と村外所有者との、ムラの枠を超えた貸借関係として現象することである。当地の総借受地のうち村内よりの提供地は約半分をすぎず、残りの5割弱は村外の貸出者によって供給されているという事実は、このドゥレー関係の進展を物語るものである。それゆえ、都市への労働力の流出率が高い地域ほど、ドゥレー的な「借地率」（農地貸借の3類型を理解しえない者の目からは「小作地率」）が高く現われ、両者は相関して展開することになる。

ところで、ハイ・タムキンにしる、ハイ・ドゥレーにしる、農地の貸借関係が親子間やキョウダイ間など近親の間でとり結ばれる傾向が絶えず発生することから、これがまた小作料の支払いを請求しない借地関係を生じさせることになる。こうした傾向は、均分相続規範と共通する家族規範の発現として考えることができる。すなわち、均分相続制はキョウダイによる共同相続を前提にし、この共同相続は、家族財産に対する「共有」観念と結びついている。動産を含め農地や屋敷地などの家族財産は、クロープクルー（世帯）の全員が「共有」する「合同財」（joint property）であると識が、農地の貸借や売買にあたって、近親の間で共同保全しようとする傾向を生み出すことになるのであろう。

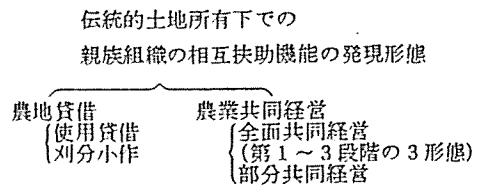
(3) 「ハイ・チャオ」。以上のような貸借形態と

範疇的に異なるのが、ハイ・チャオである。ハイ・チャオは、相続の特定の段階に発現するのではなく、親子結合やキョウダイ結合を必然的に前提にするのでもない。それは、隣人・知人間で成立する傾向が強いが、土地と労働力の過剰と不足を前提にし、小作料の授受を本質的内容として形成される地主小作関係である。ただし、当地の貸出者の多くは（最近、バンコクの商人による土地購入と彼らによる貸出が増加しつつあるが）高齢者や非農者からなる零細地片の所有者であり、大規模な寄生地主は見あたらない。他方、借受者の性格についてみれば、零細な耕作者だけでなく、「緑の革命」のもとで経営規模拡大に意欲をもつ中上層農が多くなってきている。小作料の支払いは、契約では現物形態が相当みられるが、実際には現物小作料分の収量を精米所で売却した金額（時価）で支払われる。しかも、小作料率は、小作地の需給をめぐる緩和基調と小作料統制の行政指導によって、10%以下の水準に抑えられ、そのうえ高収量品種普及による生産力の増強と米価堅調のもとで、小作条件は小作者に有利になってきている。ともあれ、ハイ・チャオは、カー・チャオの搾取関係として、前二者の貸借形態とは類型を異にするものとして捉えなければならない。以上述べてきた農地貸借の3類型の事例を例示すれば、第1図のようである。

II 宮崎猛氏の「伝統的土地所有」論の検討

さて、ドンデーン村では、「ある農家が増加する家族農業労働力に対応して、農地面積規模を拡大するためには、両親から相続された農地に加えて、農地を購入しなければならない」（宮崎 前掲

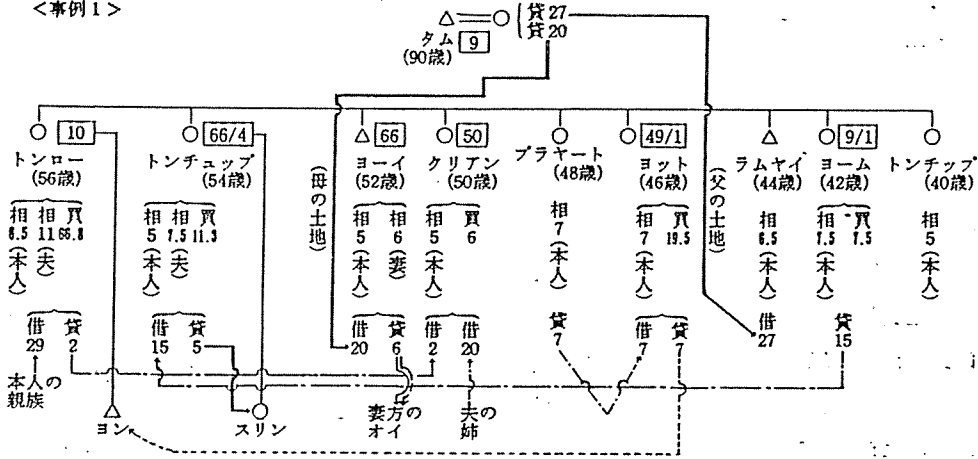
論文 49ページ）が、購入しうる機会は少ない。そこで「農家における労働力の過剰と不足に対応した農地面積規模の調整は、親族組織を中心とした農業共同経営と農地貸借により実施されている」（同 49ページ）という。宮崎氏は、かかる「親族組織における相互扶助機能の発現」としての、農地配分の調整の諸形態を次のように細区分している。なお、ここで氏がいう「親族組織とは親とその子供により構成される血縁集団を指している」（同 49ページ）。



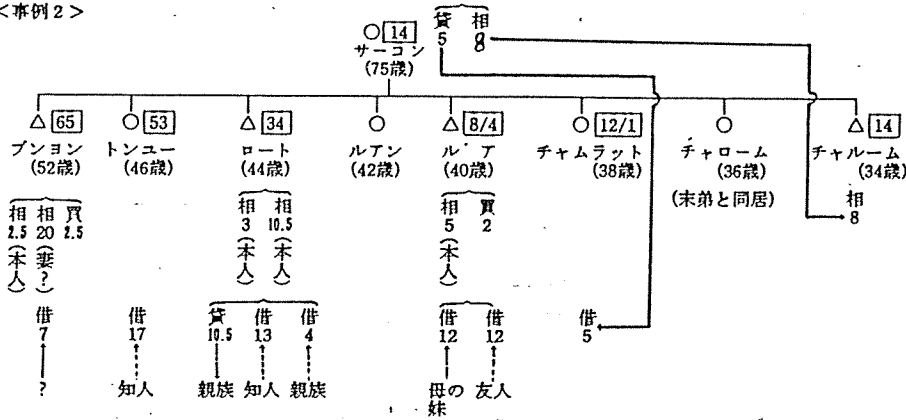
以上の諸形態について、宮崎氏の解説を簡単に紹介しておこう。まず、農地貸借のうち、(1)「使用貸借」とは、「土地用役の対価である小作料の支払いがみられない貸借」のことであり、「親子間あるいは妻がその親類に貸付ける場合」（同 51ページ）が多い。次に、(2)「刈分小作」では、「契約相手は妻や夫がそれぞれの親類に貸付ける場合が多いが、隣人・知人に貸付ける場合も少なくない」。小作料率は「50%、40%、30%の3種類がみられる」が、「当事者間の相互扶助関係における濃淡の差異により使い分けられている」（同 52ページ）。(3)「農業共同経営」とは、「親子の関係にある複数世帯が、その保有する農地や労働力、資本を相互に提供し、これら経営要素を結合して、共同で運営する農業共同経営」（同 46ページ）のことである。この共同経営は、「子供世帯が親世帯から、農業経営、家計消費の両面で経済的に自立してゆく家族周期の各局面に対応」（同 54ページ）して、「全面共同経営」と「部分共同経営」

第1図 農地貸借の事例 (1980年)

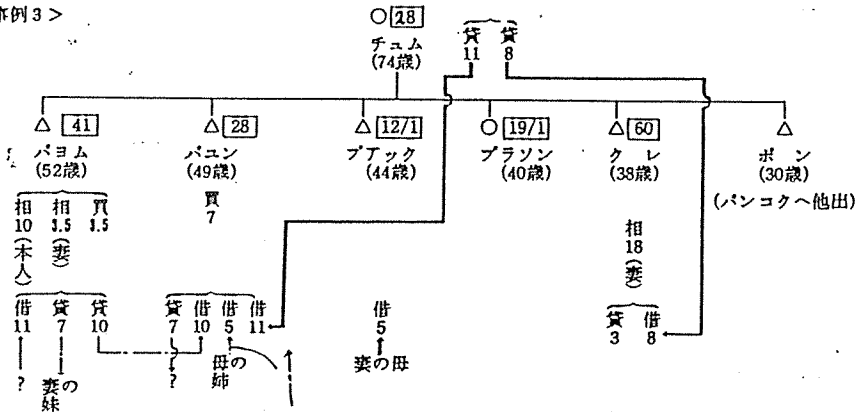
<事例1>



<事例2>



<事例3>



- (注) (1) —→ハイ・タムキン, ———→ハイ・ドゥラー,→ハイ・チャオ
 (2) 「相」=相続, 「買」=買入れ, 「借」=「借受地」, 「貸」=「貸出地」のこと。
 (3) 図中の数字は面積(ライ), □内の数字は家屋番号を示す。

に二区分できる。「全面共同経営」は、さらに「子供世帯における所有農地・固定資産の蓄積状況に対応して……3段階に区分できる」(同 54ページ)という。「部分共同経営」では、家計消費の面において子供世帯の親世帯からの「自立化」がいっそう進み、「収穫物の折半分配が大部分」(同 54ページ)となる。

「親族組織の経済的調整機能の発現形態」としての、「農地貸借」と「農業共同経営」の諸形態は、宮崎氏において以上のようなものとして理解されている。われわれの農地貸借の類型論とは異なっており、多岐にわたる形態を抽出しているところに、宮崎説の特徴があるが、彼我の違いは、対象とする農村の違いに由来するというよりも、形態分類の視角＝基準の相違に起因するようである。そこで、まずこの点から入ることにしよう。

宮崎氏は、北原淳氏が旧稿(北原「タイ米作農業の経済構造(1)」『アジア経済』第15巻第4号 1974年4月)において「分割」と「保管」という相互扶助的な土地利用の諸形態を相続の諸形態と関連させつつ分析したことに對して、「伝統的土地所有の性格については分析されていない」(宮崎 前掲論文 48ページ)と一蹴している。では、宮崎氏という「伝統的土地所有」とは何か。宮崎氏は、「農地相続は親を中心とする親族の合意の下に行なわれ、相続された農地の使用と処分は親族との相談とその合意を前提とする」点を、「農地の使用・処分について、親族組織の強い規制を受け、私的土地所有権が厳しく制限されている」(同 49ページ)と張らませて理解し、これを、「近代的土地所有権の前に位置するタイ農村における支配的土地所有形態」(同 46ページ)と捉え、「伝統的土地所有」と規定する(傍点引用者)。農地の使用・処分における親族間の「相談」と「合意」とい

う、「伝統的土地所有の性格」を決める肝心な点について、具体的な解明がないまま、近代的土地所有に對置して「伝統的土地所有」と主張しうるかどうかが、「伝統的」という曖昧な用語法も含め、一考を要するものと思われる。ともあれ、北原氏の旧稿が「伝統的土地所有の性格」を分析しているかどうか別にして、「分割」と「保管」を相続と関連づけて説明しようとした点に注目しなければならぬ。私がすでに指摘したハイ・タムキンとハイ・ドゥレーという、いわば宮崎氏流にいうならば「親族組織の経済的調整機能の発現形態」は、家族周期の特定の段階において現われるのであり、相続慣行との関連を抜きにしては説明しえないものである。相続過程の段階に位置づけつつ、その諸形態を分類すること、これが第1の視角である。

第2の視角は、「親族組織の相互扶助機能の発現」諸形態が、どういう家族内のダイアドを基礎にして取り結ばれているか、を問題にすることである。宮崎氏にあっては、「親族組織」の全体が問題にされるだけであって、親族結合の性格と「相互扶助機能の発現」の性格との関連づけは留意されていないのである。つまり、その機能の発現形態が親子結合を基礎としているのか、キョウダイ結合を基礎としているのかが区別されていないのである。それゆえ、北原氏が取り出した、近親間で取り結ばれる「保管」という貸借形態も、宮崎氏においては、「親子・兄弟姉妹の近親のみならず、隣人・知人間」も含めた「使用貸借の一部」(同 48ページ)に解消すべきだ、という主張に逆戻りしてしまうのである。農地貸借の諸形態を家族結合のダイアド別に分類し整理すること、これがもう一つの重要な視角である。

宮崎氏のアプローチにおいて、もう一つ気にな

る点は、複雑多岐にわたって分類した諸形態について、現地語の収集を行っていない点である。つまり、現地において、村人が彼らの間でとり行なわれる相互扶助的な土地利用の諸形態を現地語でどのように表現し区別しているか、したがって村人が一つの社会的範疇として理解しているかどうかについて、ほとんど留意されていない。もちろん、科学は、日常意識と現象に潜む本質を暴露し、その本質把握のうえに立って現象形態を説明するものであるから、その意味では現地の村人がどのように理解し区別しているかということ、一応無視してもかまわない。しかし、それを無視してしまうと、往々にして研究者の側の思弁的な遊戯に陥り、現実とはかけ離れた抽象に陥りがちである。

以上の諸点を、宮崎説検討の観点として、以下、具体的に検討してみよう。

1. 「使用貸借」について

(1) 宮崎氏は、「同一親族組織内の使用貸借は、その大半が相続を前提に契約されており、契約の存続期間が長期にわたるものが多い」(同 51ページ)と指摘しながらも、使用貸借を、それが取り結ばれるダイアドと相続過程の段階に関連づけて分析していないことから、使用貸借の重要な2形態を区分しえなくなっている。宮崎氏は、「親子間あるいは妻がその親類に貸付ける場合」という具合に、親子結合にもとづく使用貸借と、キョウダイ結合(宮崎氏の用語法では「親類」)にもとづく使用貸借とを、区別していない。われわれの場合、前者をハイ・タムキン、後者をハイ・ドゥレーとして区別し、それぞれ相続の特定段階において発現したものとして理解している。親子間の使用貸借は、養老地の貸借を別にすれば、ベーン・ハイにより土地所有権が親から子へ譲渡される以前にお

いて、子供の結婚・自立という子のライフ・ステージに応じて、子供夫婦の世帯を扶助する目的で、親がその子に所有地の一部を分割し利用させる形態である。これに対して、キョウダイ間の使用貸借は、土地相続が終了後において発生するものであり、キョウダイのうち誰かが結婚や農外就業のため他出し、自らの分与地を耕作できない場合、在村の他のキョウダイにその土地の管理と利用を委託する形態である。宮崎氏はこの両者を区別していないが、氏の共同研究者である口羽益生と武邑尚彦の両氏は、決のように述べている。

「結婚した夫婦が妻方の親と同居してのち、独立の家屋に住むことは、オーク・ヒエン(家を出る)といわれる。その後、経済的に自立できない場合に、その夫婦は妻方の親と共同耕作を行なうが、やがてその夫婦は親の農地の一部を、将来はその土地を与えるという親の約束のもとに、任され、あるいは無料で貸与され、分割譲渡される。これらのことはオーク・ナー(文字どおりには水田が出ていくの意)と呼ばれている」(口羽・武邑『「屋敷地共住集団」再考——東北タイ・ドンデーン村の追跡調査(中間報告)』〔「東南アジア研究」第21巻第3号 1983年12月〕)。ここでいう「オーク・ナー」がランレーム区でいうハイ・タムキンにほぼ等しい。

(2) 宮崎氏は、使用貸借を「土地用役の対価である小作料の支払いがみられない貸借」とであると規定している。この点は基本的に間違いないが、この種の貸借においても、収穫物の一部の授受があることを宮崎氏は見落している。小作料はタイ語でカー・チャオというが、この使用貸借について、もしわれわれがカー・チャオがあるかと問えば、村人は当然「ない」と答えるだろう。しかし、この種の貸借においても、親子間の場合、親の土地を利用した子は、収穫のあと、その一部

(現物が現金かは別にして)を「報恩」として親に提供するのが慣習となっている。この「報恩」をタイ語で「ハイ・ブンクン」あるいは「トープテーン・ブンクン」と呼んでいる。また、キョウダイ間の使用貸借の場合も、借りているキョウダイは、貸出者であるキョウダイに対して、一定の基準で「借地料」(中部ではこれをとくに表現するコトバ=概念はない)を支払っているのである。ただし、この「借地料」は決してカー・チャオとはいわない。キョウダイ間で授受される、この「借地料」は、親子間にみられるハイ・ブンクンの、一種の擬制的な形態とみることができよう。

2. 「刈分小作」について

宮崎氏は、ドンデーン村の小作を「刈分小作」なる概念において捉え、その小作関係と小作料率について特徴づけを行なっている。すなわち、「契約相手は妻や夫がそれぞれの親類に貸付ける場合が多いが、隣人・知人に貸付ける場合も少なくない」、「小作料率も親類関係である場合が40%や33%、隣人・知人関係である場合が50%と、当事者間の相互扶助関係における濃淡の差異により使い分けられている」(宮崎 前掲論文 52ページ)。宮崎氏はここで、親類間の「刈分小作」も隣人・知人間の「刈分小作」もすべて一括して「刈分小作」としているが、両者は範疇的に区別して理解されるべきである。まず、親類間の「刈分小作」について宮崎氏のあげた事例をみれば、1件を除いてすべての「小作」が、妻と夫それぞれの「親類」との間に、つまりそれぞれのキョウダイ間に取り結ばれている。キョウダイ間の貸借には、一部にはもちろん小作関係もみられるが、多くは本来の小作関係ではなく、利用と管理の受委託関係、つまりドゥレー関係である。宮崎氏は、小作料率が「当事者間の相互扶助関係における濃淡の差異に

より使い分けられている」というが、キョウダイ間の「刈分小作」は小作関係でないがゆえに、その「小作料」も小作料ではなく、一種のブンクンであって、一般の小作料率よりも低いのは当然である。他方、隣人・知人間の「刈分小作」は、厳密な意味におけるハイ・チャオであり、それは宮崎氏が考えるような「淡」い「相互扶助関係」ではなく、地主小作関係である。それゆえ、その小作料率がカー・チャオとして、キョウダイ間のドゥレー関係の「報恩」よりも高く決まるのは、むしろ当然であるといえよう。「刈分小作」のなかよりキョウダイ間のそれを取り出し、小作関係ではなくドゥレー関係として規定すること、これが形態区分の枢要点である。

ところで、宮崎氏は、「共同経営」について解説する後段において、「兄弟姉妹間の『刈分小作』とその他の刈分小作とを区別」し、「兄弟姉妹間の『刈分小作』は、「夫の出稼ぎや死亡を契機に兄弟姉妹間で契約される過渡的相互扶助形態であり、それは一種の部分共同経営であったものと推定できる」(同 56ページ)としている。私は、キョウダイ間の「刈分小作」と隣人・知人間の「刈分小作」とは範疇的に異なるものであり、前者は厳密には小作ではないと指摘した。宮崎氏も、区別の基準があいまいながらも、ここに至って両者を区別するようになっていく。しかし、問題は、区別したキョウダイ間の「刈分小作」を「一種の部分共同経営」として把握している点である。宮崎氏は、ダイアドによる形態把握と、相続過程への位置づけという観点が稀薄であるがゆえに、キョウダイ間の相互扶助的な土地貸借形態であるドゥレー形態を取り出すことができなかつたが、彼のいう「兄弟姉妹間の『刈分小作』」は、キョウダイ間の使用貸借、つまりドゥレー関係として理解

されるべきであって、「一種の部分共同経営」に比定すべきではない。そもそも、宮崎氏の概念規定において、「共同経営」とは、共同耕作を軸とする親子間の相互扶助形態として位置づけられ、その共同経営の諸類型も「子供世帯が親世帯から、農業経営、家計消費の両面で経済的に自立してゆく家族周期の各局面に対応」して区別されたものである。キョウダイ間の「刈分小作」(実はキョウダイ間の使用貸借)を親子間の「共同経営」に擬制することは、範疇的な混乱を引き起こすだけである。

3. 「部分共同経営」について

宮崎氏は、「部分共同経営では、家計消費面について子供世帯における親世帯からの自立化が進み、子供世帯が米倉を建設して、収穫物の分配が行なわれる」(同 54ページ)としている。宮崎氏は「部分共同経営」の具体的な共同経営的な実態について全く説明していないが、もしその内実が、親が農地や資本を提供し、子が資本の一部と労働力を提供して農作業を行ない、「収穫物の分配」を行なうものであるならば、この「部分共同経営」とは、親子間の使用貸借、つまりハイ・タムキン=ハイ・ブンクン関係と基本的には同じ形態であるといえよう。宮崎氏においては、使用貸借は「小作料の支払いがみられない貸借」として理解され、ハイ・ブンクンの事実を把握することに欠け、「部分共同経営」が「収穫物の分配」ともなうことから、親子間の使用貸借とは異なる形態として誤解され、結局、「部分共同経営」なる新語を造出することになったのであろう。実際、この「部分共同経営」は、宮崎氏の叙述そのものから、相続前の親子間のハイ・タムキンとして理解できるのである。すなわち、宮崎氏はいう、「このうち4件は共同経営終了後、対象農地

の一部を親から相続しており、残り1件は対象農地を使用貸借に変更している」(同 55ページ)と。このことから、氏の「部分共同経営」とは、相続前の親子間の使用貸借と同じ種類の相互扶助形態といえるだろう。

宮崎氏が複雑に形態区分した、ドンデー村の「伝統的土地所有下における親族組織の経済調整機能の発現形態」は、われわれが調査した中部村落の農地貸借形態とは大きく異なるかのようであった。しかし、以上で検討してきたように、それは、宮崎氏が考えるような、多様な形態が存在しているのではなく、結局、現地の村人が自らの言葉で区別し理解している形態に、集約しうるのではなかろうか。宮崎氏の形態区分を再整理し、われわれの形態区分と対比すれば、次のようである。

宮崎説の再整理	ランレーム区の貸借
親子間使用貸借=親子部分共同経営……ハイ・タムキン	
親類間使用貸借=兄弟姉妹間刈分小作…ハイ・ドゥレー	
隣人・知人間刈分小作=定額金納小作…ハイ・チャオ	
親子全面共同経営……	なし

水野氏が屋敷地共住集団と呼び、宮崎氏が親子全面共同経営とした形態のみが東北タイにみられる特殊な相互扶助形態であり、残りの再整理された3形態は、中部にみられる伝統的な農地貸借の3類型とほぼ同種のものとして同定できるだろう。

以上、宮崎氏が真にいわんとしたことを誤解し、見当はずれないがかりをつける結果になったのではないかと惧れるものであるが、ともあれ率直な疑問をなげかけ、ともに考えてみたいという思いをかきたてる力作であったことを確認して、同氏のご教示をえることにしたい。

(大阪経済法科大学講師)